

みんなのデジタルリポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

中国・経済発展と少数民族

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 信彰 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00002137

中国・経済発展と少数民族

佐々木 信彰

キーワード： 貧困人口 (impoverished population) 西部開発 (development of the West) 援助義務論 (support obligation theory) 対口支援 (inter-provincial support relationship) 自立的経済 (self-sustaining economy)

1. 改革・開放政策のもたらしたもの
2. 資金蓄積と少数民族
3. 民族区域自治政策と援助義務論
4. 民族自治地方と貧困問題・環境問題

1. 改革・開放政策のもたらしたもの

1978年12月、中共11期3中総会以来の中国の漸進主義的な経済改革と対外経済開放は、それまでの社会主義計画経済と閉鎖体系の中国に大きな変容をもたらした。社会主義に特徴的な計画経済は中央から地方への権限委譲、さらに企業自身への自主権賦与、そして、1992年以降の「社会主義市場経済」の中でその主要的地位を喪失している。旧計画経済時代の残滓である国有企業の改革は市場経済への適応の中で今、困難かつ重大な局面にたちいたっているが、これとても経済体制の計画経済から市場経済へのパラダイム転換が終わったあとの、後向きの残された課題にすぎない¹⁾。

また対外経済開放政策は経済特区の設置等による外国資本、外国企業の積極的誘致によってここでも閉鎖体系から開放体系へのパラダイム転換が実現した。

「改革・開放」の四字に集約されるここ20数年の中国の歩みは、経済の低成長の時代から20年余りも二桁成長が続く高度成長の時代に入り、それまでの静態的な社会を動

¹⁾ もちろん、有力国有企業の選別とグループ化、さらに株式制導入とコーポレートガバナンスは中国経済の将来にとり重要なテーマである。

態的な社会へと突き動かしているのである。

このような大きな変化の中で中国の特徴を持った「近代化」が進行していると言える。それは例えば、かつての低賃金、低物価、低消費を内容とする三低時代の所得間格差の少ない「平等社会」から、鄧小平の先富論による格差の是認により階層間格差の発生、階層社会の出現という形で表れており、他方で産業配置の歴史的経緯とここ20年余りの対外開放政策の中で、外資系企業の進出の主舞台が東部沿海地帯であったことから、東部と中・西部との間に大きな地域的経済格差をもたらしているのである。このような中国全体のマクロ状況の大変動の中で、少数民族の社会・経済状況を考えてみるのが本稿の課題である。この20年余りの「改革・開放」時代に起こった上述の事態は、少数民族地域と少数民族にとり、どのようなものであっただろうか。

少数民族の居住地域は中・西部とりわけ西部に集中していることから、地域的経済格差拡大の影響をより強く受けているのは少数民族であるといえるが、他方で市場経済の一定の浸透による社会経済面での変化・近代化の進行など、東部地域との比較を行いながら、その現状と問題点を見てみることにする。

2. 資金蓄積と少数民族

今日の中国の経済成長をもたらしているのは、一つには34万を越える外資系企業の存在であり、二つめは所有制の多様化による私有制企業の容認とその活発な企業活動、さらに三つめには広大な農村で群生する2500万の郷鎮企業の存在であろう。

企業を興すには資金が必要である。かつて社会主義計画経済時代の中国は、第一次5ヵ年計画期のソ連からの援助を除けば、外国からの資金調達を閉ざし、自力更生の方針で経済建設を行った。建国後からおよそ1970年ごろまでの中国の資金調達方式は、社会主義的原始蓄積方式と呼ばれるもので、その内容は農・鉱産品と工業製品の間に政策的な鉅状価格差をもうけ、このシェーレ（鉅状価格差）政策を利用して、農・鉱産品の価格を低く設定する一方、工業製品の価格を高く設定し、その価格差により資金の原始的な蓄積を図ったのである²⁾。

農村から価値を収奪して都市、工業の発展をはかった訳であるが、このような資金蓄積メカニズムを制度的に保障するものが人民公社体制であり、都市・農村間の人口移動を禁

²⁾ 中国におけるシェーレ政策について詳しくは中兼（1992）を参照のこと。

ずる戸口制度であった³⁾。計画経済時代が静態的であったその背後には、このような資金蓄積メカニズムを基礎にした社会・経済的なロジックが存在していたといえよう。建国から1978年までの30年間、ほぼ毛沢東時代に重なる時期はこのように概括できよう。

これに対して1979年以降の時期は鄧小平時代といえる。外国からの借款、援助、資本を受け入れない従来の毛沢東時代の三不受政策から180度転換して、積極的に借款、資本を受け入れるようになった。つまり農民を抑圧し彼らから収奪して都市・工業を發展させる方式を放棄して、不足する資金は外国から入れること、また工業内部で資金蓄積をおこなう方式に転換したのである。1983・4年に人民公社体制が解体され、農民は土地の所有権を持たないものの使用権を持つ「自作農」になり、また条件のあるところでは郷鎮企業という農村工業を大々的に興して、労働力は第一次産業部門から第二次・第三次産業部門に移りつつあるのである。

このような大変動の中で、少数民族地域と少数民族にはどのような変化が起こっているのだろうか。まずここで中国の少数民族の地域的分布を概観しておく必要がある。中国の少数民族は東北部、西北部、西南部とに大きく分けることができ、それぞれ次のような主な少数民族を含んでいる。

東北—朝鮮族、蒙古族、満族

西北—回族、チベット族、ウイグル族

西南—チワン族、リー族、ワ族、ペー族、イ族

55の少数民族のうちいくつかの少数民族を例外として、大部分の少数民族は「改革・開放」政策の恩恵に預かることが相対的に少ない状況にある。少数民族地域は内陸にあり、かつ農業を主としていたことから歴史的に資金蓄積の基盤が薄いこと。また外資系企業の進出も少ないことから、経済發展の速度も東部漢族地域と比べて遅いのである⁴⁾。

表1に見られるように民族自治地方⁵⁾においては、いまだ国有制企業と集団所有制企

³⁾ この関係を明示的に分析したのは渡辺利夫である。(渡辺・小島 1995)。

⁴⁾ 以下、少数民族地域と少数民族の経済状況を分析するのに一級行政区別に5民族自治区と少数民族の居住比率の高い省の統計をもちいて東部沿海地域との比較などを行うが、これは直接的分析にはならず、間接的な推測分析である。ただし他に資料的典拠がないためやむを得ない。

⁵⁾ 1997年末、中国の民族自治地方は5民族自治区、30自治州と120自治県(旗)の計155からなり、その総人口は1億6408万人で全国総人口の13.6%をしめる。そのうち少数民族人口は7451万人で、民族自治地方総人口の45.4%をしめる。他方、民族自治地方の総面積は613.7万平方キロメートルで全国総面積の63.9%である。また同年末には、民族自治地方ではないが民族郷が全国で1256あり、その総人口は1677万人、うち少数民族人口は1012万人(60.4%)であった。したがって少数民族人口のうち民族自治地方と民族

業の存在が大きく、両者を合わせて企業数で9割、生産額で86%を占め、外資系企業、香港・マカオ・台湾系企業はその企業数、生産額ともに1割に満たない存在である。私営企業の存在もまだ微々たるものである。

また表2に見られるように5自治区と3民族省の外資系企業と香港・マカオ・台湾系企業の企業数と生産額は、東部沿海の経済的有力省と比較するときわめて小さな存在でしかなく、8民族省・区の合計で遼寧省1省に及ばないのである。

さらに郷鎮企業の発展も表3のように東部には大きな差をつけられている。結果として沿海部と内陸民族省・区の間には一人当たりGDPにおいて大きな格差が存在している。表4に見られるように、東部沿海地域の上海での一人当たりGDP1万5204元に対し、貴州省は1553元、チベット自治区では1984元にすぎない。産業構造の構成を見てみると、内陸民族省・区は第一次産業の構成比率が高く22%から46%となっている。他方沿海部の経済的有力省・市では2%から17%までとなっており、民族省・区ではいまだ農業など第一次産業の比率が高い低次の産業構造を持っていることがわかる。

最後に強調しておくべきことは、企業活動の外部インフラには市場へのアクセス、すなわち交通、運輸、通信などのハードインフラが必要であり、また他方では政策・法律および市場適応力、企業家精神の涵養などのソフトインフラが必要であるが、少数民族地域は自然的条件の厳しい辺境にあることが多く、また教育水準も低いなどハードとソフトの両面で市場経済への適応では東部沿海地域に遅れを取っているのである。

表1 民族自治地方の所有制別工業企業数（郷および郷以上 1997年）

所有制	国 有	集 団	私 営	連 営	株 式 制	外 資 系	香港・台湾 ・マカオ系	そ の 他	合 計
企業数 %	15353 27.7	34895 63.0	1706 3.1	519 0.9	975 1.8	902 1.6	603 1.1	460 0.8	55413 100.0
生産額 %	63.3	23.1	1.2	0.5	5.6	4.4	1.9	0.1	100.0

(出所) 国家民族事務委員会経済司・国家統計局国民経済綜合統計司編 1998: 420~423

郷の外に居住するものは600万人余りである(国家民族事務委員会経済司・国家統計局国民経済綜合統計司編 1998: 167)。

表2 郷以上、工業企業単位における外資系企業

民族自治地方と東部沿海省（1995年）

地 区	外 商 投 資 企 業		香 港 ・ マ カ オ ・ 台 湾 投 資 企 業	
	企 業 数	生 産 額 (億 元)	企 業 数	生 産 額 (億 元)
内 蒙 古	126	15.72	146	19.13
広 西	187	70.19	530	39.15
貴 州	97	12.17	57	3.10
雲 南	140	17.23	156	13.06
チベット	9	0.08	1	0.01
青 海	4	0.06	10	0.38
寧 夏	26	13.55	40	3.17
新 疆	67	4.56	78	10.58
遼 寧	1045	259.42	646	101.46
天 津	1110	428.94	762	154.40
上 海	1876	1015.66	1543	344.82
江 蘇	1938	640.36	2012	605.29
山 東	1497	364.47	1262	251.01
広 東	2154	1086.54	8776	2376.22
全 国	17962	5408.48	26899	5564.32

(出所) 王建 1998 : 266

表3 郷鎮企業数および従業員数 1995年

(単位 万社 万人 億元)

地 区	郷鎮企業数	従 業 員 数	総 生 産 額
河 北	179.2	852.0	3729.8
江 蘇	92.4	924.7	8890.0
浙 江	90.2	795.7	7478.2
山 東	175.2	1439.8	9187.1
広 東	144.7	1072.1	4837.7
内 蒙 古	59.0	224.0	635.3
広 西	26.5	182.8	988.6
貴 州	22.2	85.7	172.6
雲 南	85.0	273.4	489.7
チベット			
青 海	1.4	9.3	16.4
寧 夏	0.6	14.3	31.2
新 疆	14.3	50.0	112.7
全 国	2202.7	12862.1	68915.2

(出所) 王建 1988 : 260 ~262

表4 沿海部と内陸民族省・区の比較
一人当たりGDP生産と産業構造（1994年）

地 区	一人当たり GDP	産 業 構 造 (%)			少数民族人口 比率 1990年
		第 一 次	第 二 次	第 三 次	
北 京	10265	6.9	46.1	47.0	3.83
天 津	8164	6.4	55.7	37.9	2.31
上 海	15204	2.5	58.0	39.5	0.47
遼 寧	6103	13.0	51.1	35.9	15.62
江 蘇	5785	16.6	53.9	29.5	0.23
広 東	6380	16.4	50.4	33.2	0.56
※内 蒙 古	3013	30.6	38.4	31.0	19.42
※広 西	2772	28.8	39.1	32.1	39.24
貴 州	1553	35.2	37.6	27.2	32.43
雲 南	2490	24.4	44.1	31.5	33.41
※チベット	1984	46.0	17.3	36.7	96.18
甘 肅	1925	23.0	44.1	32.9	8.30
青 海	2910	22.9	42.2	34.9	42.14
※寧 夏	2685	22.3	41.0	36.0	33.27
※新 疆	3953	27.9	39.4	32.7	62.42

(注) ※は民族自治区

(出所) 王建 1998 : 204-205 ; 国家民族事務委員会経済司・国家統計局国民経済綜合統計司編 : 372

3. 民族区域自治政策と援助義務論

中国の少数民族に対する政策は、国家の領域的統合の強化、辺境の安全確保、諸民族の国家に帰属する国民形成の三つを基本目標と一貫して保持しつつ、民族間の政治的、経済的平等の実現、民族区域自治政策を基本原則としている（毛里 1998）。

中国の民族政策はソ連等の民族政策と比較して特徴的なことは、国家からの分離、独立を含む民族自決権を否定し、さらに連邦制構想をも放棄した民族区域自治政策の採用にある。すなわち一定地域に集居している少数民族には、文字・言語の使用権、一定の財政管理権、民兵の編成権、自治条例など単位条例の制定権、省長をはじめ政府機関行政要員の現地民族による構成権、国境貿易権、資源の自主管理権など広汎かつ多岐に渡る自治権を認めることがその内容である。このように広範囲にわたる自治権の賦与は、いわば自決権、連邦制の否定に対する、国家の民族自治地方に対する補償とみなすことも可能である。このような中国の少数民族政策の基本となった民族区域自治政策を法制化したものが、1984年の「民族区域自治法」であるが、その後中国は前述のように計画経済体制から市場経済体制へと大転換し、それにあわせて憲法も従来の計画経済に対応していたが、市場経済には対応していない幾つかの箇所で、重要な改正をおこなっていることから「民族区域自治法」自身の大幅な改正が必要視されているところである（佐々木 1998）。

さて、中央政府は民族自治地方の貧困および低開発は、開放前の旧社会から新中国が継承した「歴史的に残された事実上の不平等」であるととらえ、この不平等を克服することが民族問題を解決するうえで極めて重要であると考えてきた。主として漢族と少数民族の間にある政治的・経済的不平等を克服して、平等を実現しない限り、あるいは平等の実現を志向し続けない限り、諸民族とりわけ辺境地域の貧しい少数民族の国家への帰属（ナショナル・アイデンティティ）の確保、国民形成は不可能であると考えている訳である。

さらには中国の工業化、脱貧困、富裕化を沿海部漢族工業地域と中・西部内陸部少数民族一時産品地域との間で考えると、前者の工業化に必要な原材料は後者から来ており、他方後者の発展のためには前者の技術、資本が必要であり、お互いに離れられない関係（「両箇離不開」）にあると考え、前者の後者に対する援助義務を導き出した。沿海部工業地域の工業発展に必要な原材料の開発と市場、さらに内陸部の貧困脱却には沿海部からの資金、技術援助が必要であるという訳である。計画経済時代とりわけ中央集権的計画経済の時代には全国を一つの将棋盤とみなして（「全国一盤棋」）国家が財政的コントロールを行う方式が採用された。すなわち沿海部の上海、天津などの工業地域から税と利潤の上納方

式により、その財政余剰を吸い上げ、これをチベットや新疆などの貧しい一次産品地域に交付することができた。ところが地方に財政権限を一部移渡した後、広東や江蘇などの沿海部は豊かになり始めたが、中央への財政上納が少なくなった分、内陸部に対する中央の財政援助は困難になってきた訳である。1994年実施の分税制の導入後、中央政府も一定の財政基盤を取り戻したが、かつてのように強力な財政による富の再配分は不可能になった。

表5 民族自治地方財政収支状況

年度	収 入 (億元)			支 出 (億元)			バランス
	5自治区	自治州・自治県	計	5自治区	自治州・自治県	計	
1960	21.92	7.27	29.19	35.12	7.75	42.87	-13.68
1965	15.09	4.58	19.67	18.48	4.58	23.06	-3.39
1972	15.94	6.11	22.05	31.55	11.57	43.12	-21.07
1975	15.80	7.69	23.49	38.01	12.62	50.63	-27.14
1980	22.44	8.63	31.07	62.45	18.75	81.20	-50.13
1985	42.32	21.13	63.45	112.67	44.31	156.98	-93.53
1990	109.28	57.46	166.74	202.37	102.00	304.37	-137.63
1991	136.28	68.07	204.35	227.70	115.00	342.70	-138.35
1992	135.17	74.83	210.00	239.11	128.41	367.52	-157.52
1993	199.59	103.10	302.69	301.48	160.83	462.31	-159.62
1994	139.97	61.52	201.49	338.52	178.44	516.96	-315.47
1995	172.56	75.57	248.13	397.04	198.08	595.12	-346.99
1996	211.19	101.82	313.01	464.65	255.50	720.15	-407.14
1997			355.66			774.97	-419.31

(出所) 前出『中国民族統計年鑑 1998』 P479

それでも表5に見られるような民族自治地方の財政赤字は中央政府が埋めるしか他に方法がないのであり、民族自治地方の財政赤字は400億元を越える巨額なものとなっている。また最近では、沿海部の富裕省・市と内陸部の貧困省・自治区の組合せをつくり、

一級行政区間で援助を行う動き（「対口支援」）も見られる。すなわち北京が内蒙古を、天津が甘肅を、上海が雲南を、広東が広西を、江蘇が陝西を、浙江が四川を、山東が新疆を、遼寧が青海を、福建が寧夏を、青島・大連・寧波が貴州を、そして全国がチベットをそれぞれ支援するというものである（国家民族事務委員会経済司・国家統計局国民経済総合統計司編 1998）。

4. 民族自治地方と貧困問題・環境問題

中国政府は貧困人口の減少に力を入れており、改革・開放がはじまる直前の1978年には、貧困人口はおよそ2億5000万人であった（農村人口の約32%）が、1995年末には6500万人（同約7.5%）にまで減少させたとその成果を自ら誇っている。もっとも、中国における貧困人口を決める貧困線の設定は、農村人口一人当たり純収入で300元（1990年価格）であり、この300元という数字の設定は国際的なBHN（Basic Human Need）基準による貧困線の設定とは乖離しており問題を残しているのだが、この貧困人口の多くが民族自治地方に住み、貧困地域もまた民族自治地方に多い現実がある。

貧困地域と貧困人口を無くすために、中央政府はなにを実施してきたのだろうか。1986年、国務院に貧困地区経済開発領導小組が設置され、また地方には扶貧弁公室が設けられて工業振興を図ったり、また1990年代以降は道路などのインフラ、農業基盤整備、さらには山岳地など絶対的生活条件の劣悪な地から平野部への移民など、さまざまな取り組みを行ってきた。このうち工業振興については前述の通りうまくいっていない。

前節でみたように、民族自治地方では漢民族の少数民族に対する援助義務論もこれら貧困解消の諸政策を補充した。ただしよく言われることであるが、民族自治地方の、とりわけ貧困地域に対する財政的援助は、これら地域の経済的自立に成功していない。すなわち援助は被援助側の自立にはつながらないだけでなく、往々（援助を期待する）受動的な姿勢を招来し「輸血経済」と批判されるゆえんである。いかにすれば民族自治地方貧困地域の自立した「造血経済」（自立的経済）を確立できるのか。またそのための資金蓄積・調達メカニズムをいかに構築するのが問われているわけである。民族自治地方に埋蔵されている原油等鉱産物の自主開発、自然的景観を利用する観光開発、積極的な国境貿易の展開など、まだ充分には手が付けられていない資源開発、産業振興が考えられる。その際に、たとえば蒙古族の伝統的な羊の放牧という草原利用と、漢族の草原の耕作化という資

源利用をめぐる民族対立を、少数民族の伝統と利益に十分な配慮をおこなった解決が必要であり、同時にそのことは中国全土で引き起こされている生態破壊、環境破壊を押しとどめる一歩ともなろう。資源利用・産業振興と同時に、生態・環境保護という困難な二つの課題は一面对立的に見えるが、必ずしもそうではなく両立させる方向の中に答えが潜んでいると思われる。

おりしもここ数年、東部と中西部の間の地域的経済格差の拡大に対する反省から、中・西部、とりわけ西部開発の掛け声が高まってきたが(劉 1998)、東部の開発主導では、中・西部ひいては民族自治地方の本当の豊かさにはつながらず、むしろ環境破壊の一層の進行と輸血経済と相対的貧困の再生産のトラップにはまるおそれが危惧される。

参考文献

国家民族事務委員会経済司・国家統計局国民経済綜合統計司編

1998 『中国民族統計年鑑 1998』民族出版社。

劉江主編

1998 『中国中西部地区開発年鑑 1998』改革出版社。

毛里和子

1998 『周縁からの中国』東京大学出版会。

中兼和津次

1992 『中国経済論—農工関係の政治学』東京大学出版会。

佐々木信彰

1998 「現代中国の南北問題」可児弘明他編『民族で読む中国』朝日新聞社。

王建主編

1998 『中国發展報告 区域与發展』浙江人民出版社。

渡辺利夫・小島朋之

1995 『毛沢東と鄧小平』NTT出版。

